

2 事業要件

2-1 設備等の要件及び補助対象設備等一覧

- ・選択要件で①外皮性能の更なる強化を選択する場合は、 で表示する項目についてP113に記載する追加要件があるので注意すること。
- ・選択要件で②高度エネルギーマネジメントシステムを選択する場合は、 で表示する項目についてP113に記載する追加要件があるので注意すること。

設備等の種類			必須要件	補助対象	要件となる基準									
全体共通			●	—	・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく、「建築物エネルギー消費性能基準」に準拠した評価方法(P 101参照)により、評価対象の住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロ以下であること。 ・設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から 25%以上 削減されていること。 ・設備等のうち補助対象となるものについては、JIS等の公的規格や業界自主規格等への適合確認を示すことができるものを導入すること。 ・寒冷地(地域区分1又は2地域)、低日射地域(日射区分A1又はA2地域)、多雪地域(垂直積雪量100cm以上)に限り、設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギーを加えて基準一次エネルギー消費量から75%以上の削減(Nearly ZEH+)であること。									
①高断熱外皮			●	※4該	地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8	
					外皮平均熱貫流率(UA値)	0.40以下		0.50以下	0.60以下				—	
					地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8	
					冷房期の平均日射熱取得率(ηAC値)	基準値なし				3.0以下	2.8以下	2.7以下	3.2以下	
空調設備	暖房冷房設備	②高効率個別エアコン(マルチエアコンも可)	※5該	・主たる居室に設置する個別エアコンのエネルギー消費効率が、建築研究所のホームページで公開されている冷房効率 区分(イ)を満たす機種であること。 (http://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/4-3_20140117.pdf の表A. 2参照)										
	※1暖房設備	パネルラジエーター	※5該	・以下①～③のいずれかを満たすこと。 ①熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型(暖房部熱効率が87%以上)のもの。 ②熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時COP3.3以上のもの。 ③「要件となる基準」を満たす給湯設備に接続して空調するもの。										
		温水式床暖房	※2●	※5該	・主たる居室に設置する場合は以下①～③のいずれかを満たすこと。 ①熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型(暖房部熱効率が87%以上)のもの。 ②熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時COP3.3以上のもの。 ③「要件となる基準」を満たす給湯設備に接続して空調するもの。									
		②ヒートポンプ式セントラル空調システム	※5該	地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8		
	冷房設備	②ヒートポンプ式セントラル空調システム	※5該	COP	3.0以上			3.3以上	3.7以上			基準値なし		
				地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8		
※1給湯設備	②電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート等) ②潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ等) 潜熱回収型石油給湯機(エコフィール等) ガスエンジン給湯機(エコウィル等) ②ヒートポンプ・ガス瞬間併用型給湯機(ハイブリッド給湯機) 太陽熱利用システム	※3●	※6該	・貯湯缶が一缶のものに係るJIS基準(JIS C 9220)給湯機に基づく年間給湯保温効率・年間給湯効率が3.3以上であること。貯湯缶が多缶の場合は3.0以上であること。 ・上記に関わらず寒冷地(1・2・3地域)の場合は年間給湯保温効率・年間給湯効率が2.7以上であること。										
			※6該	・エネルギー消費効率が94%以上(暖房給湯兼用機にあっては93%以上)であること。										
			※6該	・エネルギー消費効率が94%以上(暖房給湯兼用機にあっては93%以上)であること。										
			※6該	・ガス発電ユニットのJIS基準(JIS B 8122)に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準(LHV基準)で80%以上であること。										
			※6該	・熱源設備は電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器と併用するシステムで、貯湯タンクを持つもの。 ・電気式ヒートポンプの効率が中間期(電気ヒートポンプのJIS基準に定める中間期)のCOPが4.7以上且つ、ガス機器の給湯部熱効率が95%以上であること。										
			該	・太陽熱温水器の場合はJIS A 4111に規定する住宅用太陽熱利用温水器の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。 ・ソーラーシステムと呼ばれる強制循環式の場合は、JIS A 4112に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること(蓄熱槽がある場合は、JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること)										
	②燃料電池(エネファーム等)	—	・エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。											